

令和八年度入学試験問題（前期日程）

小 論 文

中等教育教員養成課程 中等教育プログラム 社会科専攻

注意事項

- 一 解答は、すべて別紙解答紙の指定の箇所に横書きで記入すること。
- 二 解答紙には、必ず受験番号を記入すること。

〔問〕

以下の文章を読み、問に解答せよ。

我々の日常生活において、ことばが法廷と関係をもったり、法がことばの使用に介入したりすることはめつたにない。私たちの憲法もまた、日本の公的生活における特定の言語の使用を保障し、義務づけ、あるいは排除するというような規定を含まないのは、日本の言語状況の反映でもあれば、ことばに対する日本人の意識に合致してもいる。その意識とは、ことばの使用に権利、義務の観念を持ちこむなどとは大仰ではしたなくわざとらしいふるまいであって、慣習にしたがってなるようになっていけばいいではないかという意識である。だから漢字制限やカナモジ、ローマ字の提唱者は、いつでもおとなげない思いつきにとりつかれた変わり者である。言語改革者とまでは行かなくとも、ことばの現状を批判して、多少でも因習や伝統とは逆の方向へ動かすことを主張する者は偏執狂か異端者と見なされる。とりわけ、この日本の領土の上に、国語以外のいくつもの言語が臆面もなく話され、しかもそれらの言語に何らかの公的な保障を要求するなどということは、言わば「国民感情」的な感覚からも許しがたいのである。ところが、最近になって、アイヌのような、日本国民ではあっても非日本人とか、日本人であっても非標準語人が、それぞれの母語をもって法廷にのぞみ、母語による陳述を要求し、裁判官がそれを制止するという事件が時おり話題になりはじめた。たとえば次のやりとりは、大分県中津市の住民が九州電力火力発電所の建設に反対して起した、いわゆる環境権訴訟の法廷のひとこまでである。

裁判長 原告に再び注意します。……方言での発言は、理解を混乱させますから、標準語でしゃべって下さい。

鍋井 裁判長、そげなんこついうたら、ふとおな問題どお。あんた裁判長「いのちき」ちゅう豊前の方言を知つちよるか？

裁判長 いのちき？

鍋井 知らんじやろうが。くらしちゅうこつちや。……そげなん方言も理解出来んもんに、こん裁判を起こしたわしどうん心は分

らんはずじゃ。わしゃ、どげえしてんが、この裁判は方言でしゃべらしちもらいます。

〔松下竜一『五分の虫、一寸の魂』筑摩書房<sup>ちくま</sup>〕

じつは、これは私の「社会言語学」の授業を聞いた一学生のレポートにおける引用から借用したものであるが、かれ自身、埋立て反対、漁業権擁護の実態調査のため訪れた、千葉県富津(フツツ)町漁協で、「……それから、あと、大変申しわけないんですが、富津の標準語を使わせていただきます」ときり出した組合長のことばを、耳ざとく書きとめて知らせてくれた。このばあいに見られるように、標準語対方言の関係が、日常の言語生活の中で、意識的に相対化されつつあるということは、教養的日本語論をこえて、近代日本語史の中で特筆されていい現象であるように思われる。

こうした非標準語、時には非国語、非日本語によるのでなければ自分の気持が伝わらないという感覚や主張には、自然発生的な面もあろうし、もしかして、他地域における運動の例から触発された流行現象と見ることもできよう。いずれにせよ、こうした要求に出会った裁判長は、ただただ、証人に節度を求めて、非国語による発言を禁ずるほかない。法廷にあつてさえ、ことばと場面の規制とはかかわりのない、道義や節度の問題だからである。一般的に言つて、法廷が暗黙のうちに求めている言語コードを使わない証言は不利なはずである。その言語が使えないことは、証人の無能力なことの証明だからである。この意味では、甚だしく差別された方言、いちじるしく劣勢な小言語は、いつも法廷には向かない不利な言語コードだということになる。この点で、私には忘れられない一つのエピソードをここに記しておきたい。

一九四七年、横浜港に一人のモンゴル軍人が上陸した。ハルハ河会戦、いわゆるノモンハン事件の最初の衝突の目撃者として、東京の極東国際軍事裁判で証言を行うためであった。日本側の弁護士ブレイクニーは、この「非常に変わった言葉を話す証人が出廷した場合」の証言の扱い方について疑問を呈した。それに続くやりとりは次のように記録されている。

裁判長 アンダーソン氏(言語部長)、発言台に来てください。蒙古語<sup>もうごご</sup>しかしゃべらない証人が証人台に出ております。蒙古人

の通訳は、蒙古語とロシア語をしゃべる蒙古人であるそうでありまして、英語と日本語はわからないということでもあります。あなた方には蒙古語と日本語を解する人はいないということをご了解しております。

(中略)

アンダーソン言語部長 われわれが調べ得るのは、単に英語および日本語だけであります。

裁判長 蒙古語で言われたことをあなたは確かめる方法はないのですね。

アンダーソン言語部長 ありません。<sup>A</sup>そしてロシア語の方も確かめることはできません。

(この証人問題については『草原と革命』恒文社刊を参照)

おそらく、これが国際法廷ではじめて用いられたモンゴル語であったにちがいない。このばあいの証人、モンゴル国境哨所長こっきやうしやうチヨクドン氏の証言が、「非常に変わった言葉」によって行われたものにもかかわらず、不当でない扱いを受けることができたのは、それが勝者の側からのものであったからでもある。敗者や劣勢の側からの劣勢な言語を母語とする者の証言は、言語的民主主義の保護がなければ、不当な扱いに耐えねばならない。

国内に複数の有力な言語が話されている国家のばあい、たいていは基本法やそれに準ずる法的措置によって、それらの言語の地位と使用が保障されるとともに、特定の言語の公的使用が排除される。いずれにせよ、法による言語の地位規定は、それぞれの言語の間の、対立しあう主張のぶつかりあいの結果得られたものであり、そこで到達された言語的民主主義の水準の程度を示すものである。したがって、言語の地位を法で定める試みは、混乱の結果というよりはむしろ、高い言語的自由度を示すものである。

たとえば、こうした言語的民主主義のかなりすんだ例と見ることのできるフィンランドでは、約五百万の人口のうち、七パーセントほどにすぎないスウェーデン語に対しても、法はフィンランド語と対等に議会用語としての資格を認め、議事録もこの二つの言語で作成される。法廷がこれらの二言語使用を認めていることは言うまでもない。授業における言語使用については、もったいなく規定されている。すなわち、いずれかの言語の話し手が少数者であって、総住民の一〇パーセント以上を構成し、五千人

以上の数に達する地域は、小学校において、その少数者の言語による授業を開かねばならない。

こうした言語の資格と地位の法的規定のしかたは国家によって大きくちがいが、またいくつかの類型をなしているために、最近では「比較言語法」学(droit linguistique comparé)が提唱されさえしている。

しかし、どのような国家においても、言語的民主主義は高くつく負担であつて、極めて少数の民族の言語すべてにこうした措置がとり得るとは限らない。ふたたびフィンランドの例で言うと、約四千人のラップ(サーミ)語の話し手のためには、スウェーデン語に対するような地位の保障はできない。このばあい、スウェーデン語とちがつて、ラップ語は、その言語による国家を持つていないので、ラップ語による法廷も、ラップ語による法学部も持ち得ないのであるから、それでもなお子供たちをラップ語教育にしばりつける親があるとすれば、かれは子供たちの出世の道を閉ざすことになる。そのため、少数民族のエリートは、たいていのばあい、出身民族とその劣勢言語をすて、優勢言語社会への脱出者になる。したがつて少数民族は自らのエリートを育てては、最もすぐれた部分を失うというパターンをくり返すことになる。国家の言語的統一と言われるものは、これに類した無数の過程を含みながら進行するものである。

自らの母語がすでに公的生活の舞台から退き、あるいは排除された民族にとつては、かれらの所属する国家において、かれらがかつて先天的な主人であつたことを示す窮極の証明は、その言語によつて名づけられた土地の名と人の名、つまり固有名詞の維持である。固有名詞は、言語学の研究対象としては、決して中心に置かれることのない孤立した分野でしかないが、しかし、それは、その属する言語母体からきりはなされても、いわば言語ぬきで浮遊し得るといふ、すなわち、全体としてのことが消えても残るといふ特有の性質をそなえている。ほとんど痕跡を残さずに消えた古代言語の研究において、たとえば墳墓に刻み込まれたわずかの人名が、その言語を推定し、その話し手の民族的帰属をきめる重要な手がかりになることがあるし、また民族的少数者において、固有名詞の純正な保存と維持に深い情熱が傾けられるのもそのためである。

固有名詞の中でも、地名の言語的争奪は、長期にわたる執念で人々をとらえることがある。「固有名詞の復権」(『展望』二一九号、『言語からみた民族と国家』岩波現代文庫所収)で示したように、ナチス占領下において、ポーランド語の地名の忘失を防ぐた

めに続けられた地味な努力のことなどを思い起こそう。また、英語とフランス語による地名のほかに、先住者のエスキモーやインディアンが与えた地名がモザイク状態になって保存されているカナダで、地名の持つ大きな意味を思い出してみよう。どの言語による地名が採用されて地図に刷り込まれるかは、その言語の話し手の生活圏の主張につながるため、住民にとって重大な関心のまゝとなる。地名の選択が公平と見ることのできないばかりには、地図は陽の目を見ずして廃棄処分<sup>（1）</sup>に付されることさえある。そこで、地名の苦情とトラブルを整理するために「カナダ地名委員会」は重い任務を引き受けている。

我が国では、北海道におけるアイヌ語の地名に関して、この種の意識的な要求がほとんどあらわれなかったのは、それなりの時代の状況があっただけでなく、地名からアイヌの痕跡すらも消し去る上で、漢字の威信が多大の貢献を為したからである。日本の各地には漢字使いの名人が数多くいて、北海道ではとりわけ、アイヌ語にもっともらしい漢字をかぶせて日本風にしゃれて見せる大いなる楽しみがあっただけだが、それはたとえてみれば、護美箱などと月並みにしゃれてみせるよりは、はるかにスケールの大きいものであった。そのため、北海道について知識の乏しい大多数の者は、そこが大昔から日本人の土地であると思ったり、そうでなくとも、最初に開拓に手をそめた日本人が名づけたものと思ってしまうだろう。札幌、稚内その他、いかにもエキゾチックな感じを伴う読みは、まだしもこの地が日本語に所有される以前のおもかげをとどめているが、夕張とか帯広になると、それがユー・パロとか、オ・ペレペレ・ケブという、アイヌ的生活の必然の要求から生れた、地形学的呼称であったというような知識は、特にくわしい辞典にでもあたらないと気づかれない。かつてツキサップと、比較的原音に近く読まれていた月寒が、この字の通常の読みによって、遂に優位をツキサムにゆずった瞬間はアイヌ語地名の断末魔であった。

私はこうした巧みな漢字をあてて、あじわいのある日本語に衣がえさせてしまった工匠の腕前に讚嘆<sup>さんたん</sup>を惜しまない。しかし細工が巧みであればあるほど、覆われてしまったアイヌの証跡は一層急速に忘れ去られて行くのであった。こうして今日の北海道の地図からは、カナダで表記された、アイヌ語をしのばせる地名はごくわずかしか拾うことができなくなっているのである。

このような事態は、何も北海道にかぎった話ではないのであって、日本全土にわたって生じた。はっきりしていることは、地名は文字が発生する以前からあったし、地名は古ければ古いほど、文字を知らない人たちによって作られた可能性が高いということ

である。最近話題になった明日香村のマルコ山は、漢字をもたないことによつて、より自然に付いた名称のように思われる。自然な名称とは、「俗物が成るほどと合点するだけ十分に自然のものでなければならぬ」(柳田国男)という意味での自然であったのだが、「地図が出来て文字を書き入れなければならぬやうになつて村の和尚などと相談して」、自然な地名から風流人のための地名へと衣がえが行われたのである。ヤマクニダニという平凡な地名を耶馬溪へと美顔術をほどこしたのは、頼山陽という文人であったと知られているが、下は護美箱のもじりから、上は夕張、帯広の風雅に至るまで、漢字を手なづけ駆使した日本人の風流ごのみは、日本古来の地名を、漢字の鑄型によつて鑄変えてしまったのである。私の住む藤沢市にも、十年ほど昔の地図には、まだ「チヨン」とか「ガル池」など、漢字の侵略に耐えていた不思議なカナ書きの地名があったけれども、今買える地図からは完全に撤退してしまつた。

漢字の日本占領は、はじめは罪のないあそびにすぎなかつたものが、規範の感覚を伴つて法的に登録されてくると、アイヌのやうな少数民族はもちろん、各地のニッポン原地人の固有名詞、すなわち、かれらの母語の一角を系統的に削りとつて行く作用をおよぼすことになつたのである。

はじめにも述べたように日本では、全体としてのことばが、法と直接のかかわりを持つことは普通では考えられないところであつたが、固有名詞はそうではない。日本語における固有名詞とは、オン・クニ二重の読みを内蔵した漢字面であるという通念が伝統となつて、このオン・クニ漢字で記されるや否や、いかに隔<sup>へだた</sup>つた異族の土地でも人間でも、日本語にとつて親しい、ときには日本国、日本人そのものか、それに準ずる地位を得ることができるのである。このことを、オン・クニ漢字は異族・異域を、觀念において日本語・日本文化の所有物と化すための、すなわち植民地的支配のための不可欠な道具であると規定しておこう。

(田中克彦『法廷にたつ言語』岩波書店、二〇〇二年、一四〇〜一五〇頁<sup>ページ</sup>より。出題にあたり適宜変更を加えた)

(問一) 傍線Aに関し、なぜアンダーソン氏はこのように述べたのか。六十字程度で説明せよ。

(問二) 傍線Bに関し、日本における「地名の言語的争奪」について、他国との違いを本文に即してまとめた上で、地名の保存についての自らの見解を一二〇〇字以内で述べよ。